

来年度からの「大津市障害者計画」「大津市障害福祉計画」 「大津市障害児福祉計画」に向けた、課題整理と提言

大津市障害者自立支援協議会 発達障害部会

平成17年の発達障害者支援法の施行などを契機に、様々な支援の仕組み等が整備されてきました。大津市でも、専門相談機関である「子ども発達相談センター」「発達障害者支援センターかほん」を始め、様々な整備を進めていただき、大変感謝いたしております。今後さらに、一人ひとりが尊重され、だれもが心豊かにくらする共生のまち“大津”となるため、「発達障害」の視点から、以下について提言いたします。

部会にかかる基礎情報

1) 参加機関（令和4・5年度参加実績あり）

大津市発達障害者支援センターかほん(部会代表)、子ども発達相談センター、滋賀県発達障害者支援センター、オアシスの郷、Quocare、やまびこ生活支援センター、働き暮らし応援センター、滋賀県地域若者サポートステーション(大津常設サテライト)、大津市保健所、すこやか相談所、大津市社会福祉協議会子ども・若者総合相談窓口、大津市子ども家庭相談室、滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa、放課後等デイサービスフレンズ・日中一時支援事業ベスティ、花きりん、セレンディップ、ハーフステップ、ジョブリード大津、ひまわりはうす、ディーキャリア草津オフィス、大津市障害福祉課、北大津養護学校、草津養護学校、滋賀大学附属特別支援学校、比叡山高校、大津清陵高校通信部、北大津高等養護学校、大津市教育支援センター、登校拒否・不登校問題連絡会

2) 対象となる分野

発達障害(主に知的障害のない、いわゆる「高機能」タイプ)の方に関して、幼少期から高齢期まで、福祉¹・教育・保健・労働など他分野の視点で取り扱う。

3) 目的・開催頻度など

隔月の全体協議および隔月の事務局会議を実施し、切れ目のない支援体制や具体的な支援につながるべく、課題の整理や個別事例の検討などを実施。

課題整理・提言の経過

通常の部会協議に加えて、令和4年度後半に各参加機関より、以下の3点について集約。

- ① 自機関で支援していること・できること
- ② 自機関で効果が出やすい支援内容

¹ 障害(サービス、発達障害、精神障害)、児童、高齢、地域、他

- ③ 自機関で対応が難しい、支援の道筋が見えない、連携できずに抱えてしまう、対象外になってしまうケース

その3点目に対して、本年度にかけて協議したものの各機関に特に共通の課題となった、すなわち、大津市全体としての課題をまとめる。

目立った課題の内容と提言

1) 個別的・専門的相談のマンパワーを増やしてください。

①既に待ち時間が生じている。

現時点で既に、3ヶ月など長時間の待ち時間が生じている機関があります。専門的対応を要する場合に、そこから他機関への移管・連携等が難しい場合もあります。

②細やかな関わりこそが必要なケース・段階があるが、その対応が困難。

引きこもり・困窮・家庭環境(虐待・依存・8050)など問題が複合的、あるいは、二次障害が顕著な場合において、各機関での対応の困難性が高まります。そのようなケースの中には、関係性のできた専門相談機関による頻回な訪問や移動にかかる支援²など、「生活」に細やかな関わりが必要です。しかし、マンパワーが不足する状況では、例えば訪問での支援などそこへの関わりが不十分です。

③優先的に対応される案件がある。

触法・自傷他害や衣食住に困る場合、また、学校など年限の事情がある場合に、多くの相談機関は優先的に対応します。これが、結果として、上記①②の問題を大きくせざるを得なくなっています。

④マンパワーが少ないので、属人化している部分がある。

大津市のシステムとして機能している一方で、マンパワーの少ない専門相談機関では新たな人材育成が難しくその業務が属人化せざるを得ない状況もあります。そこに高い専門相談の力量がより蓄積できているとも言えますが、職員の経験年数が増すことで、昨今の物価高騰も重なり、同額の委託費ではその人材の維持が難しい状況もあります。

2) 複合的要因のあるケースや発達障害対応に慣れない機関のために、以下を設置してください。

①支援・相談・指導現場の支援者や教員等が互いを知り合い“顔の見える”関係となることを目的として、連携にかかる基礎的な情報や機関を研修的に知ることができる機会（単発の研修ではなく、発達障害にかかる多くの支援者が定期的にアクセスできる機会）

②よろず的に初期のコーディネートや相談対応をできる“コンシェルジュ”的な機関

①直接的に知り合う場がないと、実際的な連携につながらない。

² 過敏性やプランニングの苦手さ、および、二次障害等により、相談場所までに移動が困難。しかし、診断等が無く、サービス利用も困難なケースがある。

1)における個別的な課題は、地域の支援機関・教育機関等の連携で対応できる部分があります。一方で、参加機関は大きく変化はないものの参加担当者が1～数年に1回代わる本部会において、「今まで知らなかった機関を知れて良かった」とか「部会に参加して顔が見れることで連絡しやすくなった」といった声が毎年非常に多く聞かれます。つまり、連携の重要性を周知するとか連携でできる仕組み作りだけでなく、具体的に直接的に知り合う場の継続的な設定が必要です。

②非常に広いので連携できる機関を把握をするだけでも難しく、

把握しても適切な機関やつながり方が多岐にわたる。

部会協議にて一部の参加機関から出された困難事例の一部は、単純に別機関・別分野で対応可能だったりします。ただ、それを困難として提示した機関にとっては、連携の糸口が見えずにより困難性が増す事例が生じています。このような状況は、①のように“顔の見える”関係づくりがされた上でも生じていることがあります。なぜなら、「発達障害」というキーワードには、非常に広い年齢層・分野が関わるためです。

それへの対応として、例えば基幹相談など障害・児童・高齢・地域といった分野内での総合的な窓口では不十分な場あります。よって、「発達障害」をキーワードに、分野を横断的に把握し、生じる課題・事例に対して支援や連携の道筋にヒントを与える“コンシェルジュ”的な専門職の設置や養成が必要です。

3) 「自己理解」「受容」「支援ニーズ」やその支えとなる「自己肯定感」「多様性理解」等を育てる、学齢期からの適切な支援・指導・ガイダンスをできるために、分野を越えた検討の場を設置してください。

1)において困難性が高いケースの特徴に、本人にニーズが無いこと、ニーズを引き出すガイダンスが不十分であること、また、保護者がニーズを持たせない関わり（依存など）をすることがあります。本人のニーズは急に生じるものではなく、小・中学期から特に高校・大学・青年期にかけて長い時間をかけて育っていきます。本人のニーズ形成を支える保護者にたいしては、幼少期からのアプローチも必要です。すなわち、教育や児童福祉等の分野において、本人・保護者のニーズを形成する・引き出すための支援・指導が重要です。この支援・指導に関しては、パンフレットの配布など相談できる箇所や相談できることの周知だけでは不十分で、ソフト面でも取り組みが必要です。

必要な支援がライフステージを越えて“引き継がれる”だけでなく、当事者が必要なニーズを持つための支援を実施していける。まずは、そのための検討の場が必要です。

4) 県単位の事業について、滋賀県への要望や協議をしてください。

①滋賀県事業における対応の限界

滋賀県発達障害者支援センターなど、3次圏域における大津市民の対応数の多さが指摘されています。³ しかし、「発達障害者ケアマネジメント支援事業」や「障害（児）者地域生活ネットワーク

³ 昨年度の滋賀県発達障害者支援センターにおける、個別の相談支援件数が実人数 849 人・延べ支援件数 5801 人。そのうち、大津市民が、224 人(26%)・1677 人(29%)。(「令和 5 年度 市町発達支援室・センタ

支援事業」など、圏域単位の事業によっては事業規模（委託金額等）が各圏域同額です。一方で、大津市は人口や県立私立高校や大学・企業が県内随一に多くなっています。

事業規模に対してカバーできる範囲が狭くならざるを得ず、事業展開を考える上で人口への着目が必要です。

②県単位で所管される教育分野・児童福祉分野に関して

3) に関して、養護学校センター機能や教育相談・特別支援教育コーディネーターや子ども家庭相談センターなど、県単位で所管される事業等との連携・共同・役割分担および顔の見える関係性が重要になります。

参考 上記に関連する課題として、部会であがった主要な意見を列記いたします。

- ・ 計画相談の不足
 - セルフプランの市民はより孤立しやすい、すなわち、1) のような相談のマンパワー不足による問題の複雑化が生じやすい。
 - 3) に記載の本人・保護者のニーズが生まれても、サービス選択・調整の段階で支援が滞り問題解決しない場合がある。
- ・ ヘルパー・訪問看護など生活面の支援に入ることができる人材確保が課題となっているが、「発達障害」への専門性が求められる場合に、よりその不足が目立つ。そのため、1) に記載の細やかな関わりが不足することによる問題が、より大きくなる。
- ・ 「発達障害」に対応する医療機関が少ないため、その待ち時間や、診断を得るまでの困難さが、様々な問題をより困難にしている。
- ・ 感覚面の過敏さや二次的な対人面の不安の強さなどにより、現在の物理的な集団・教室の規模では不応が強く二次障害を起こさざるを得ない事例がある。教育分野では、ソフト面・人員や成人期を見すえた支援強化とともに、ハード面の見直しも必要。

一等連絡会」資料より）（参考①：令和5年3月31日もしくは4月1日時点での人口 滋賀県 1,405,299人で、大津市 343,839人(24%) 参考②：大津市発達障害者支援センターにおける大津圏域を対象としたコンサルテーションの件数は、昨年度 997件であり、他圏域の同種事業所に比して多くなっている。）